

# 被災地派遣レポート<第68回>

水道局建設部工務課 吉富信浩さん

## 1 H24 派遣業務について

国（厚生労働省）より、「東日本大震災により被災した沿岸部の水道施設に係る災害復旧事業の特例について」（平成 24 年 3 月 29 日付事務連絡、以下「特例」という。）が示され、災害復旧事業にて復興計画を勘案した水道施設の復旧費についても国庫補助採択される見通しとなった。

特例は、まちの復興計画を策定中のため復旧方法を確定させることができず早期の災害査定の実施が困難であっても、仮に原形復旧するものとして実地査定を受け国庫補助率（80/100 ～

表-1 協議設計による査定概要

90/100）を確定させ、今後の復旧方法は、厚生労働省と協議して決定していく「協議設計」という災害査定制度を採用した制度となっている。

H24 年度に実施した協議設計の査定結果は表-1 のとおり。

市町村名（水道事業数）	被害査定金額 （千円）	国庫補助率 （%）
山田町（上水 1、簡水 2）	2,699,000	89.4
大槌町（上水 1）	2,258,000	89.3
釜石市（上水 1、飲供 1）	4,120,000	88.3
大船渡市（上水 1、簡水 5）	3,582,000	88.7
野田村（簡水 1）	326,000	88.8
宮古市（上水 1、簡水 4）	3,938,000	87.7
陸前高田市（上水 1）	4,870,000	89.5
合計	21,793,000	—

## 2 被災地の現況

陸前高田市の戸羽市長の「正直申し上げて復興という状況にはまだない（H25.1.24 日本外国特派員協会：記者会見）」。

市長の発言にもあるように、震災から 2 年目の沿岸地区の現況は、ガレキが少し減った程度でインフラや住宅建設が進んでいるとはいえ、復興の息吹を感じることはできなかった。特に、市街地が広がっていた低地部ではそのように感じられた。

復興が進まない理由のひとつとして、自治体がい取りする予定の土地の所有者が行方不明だったり、相続人が多数にのぼって交渉が進んでいないことがあげられる。岩手県では取得予定地の 4 割（宮城県では 1 割）で購入が難航している。

所有者が震災で犠牲になったりする場合でも自治体は全ての相続人から了承を得る必要がある。自治体が強制的に土地を取得する土地収用の手続きに入っても、事前協議が

ら売買契約まで 2 年以上かかることもある。このため国は、今回財産管理制度の活用や土地収用手続きの簡素化を進める方針とした。

例) 41 人が共有していた明治時代の登記のままの土地や、他界した所有者の相続人が 38 人もいた土地(釜石市)。また、地権者不明や地盤沈下で水没して境界が未定の土地や、抵当権がついたままの土地、生存する地権者も全国に散らばり米国にいる人などの例がある。

### 3 水道の課題

#### (1) 復興基幹事業の進捗に合わせた計画的な水道施設整備の実施

水道施設整備は、まちづくり(土地区画整理事業、防災集団移転促進事業等の復興基幹事業)の進捗に合わせて設計・工事を始めることとなり、基盤造成工事を追いかける形にならざるを得ないが、水道工事については、基盤造成工事完了後の施工を計画する市町村もあるなど、地域の実情により多様な形態となっている。また、市町村からは復興を遅延させないような事業手続き(各種認可や補助申請事務)への要望は、引き続き出されているところである。

県・市町村とも、計画案への合意形成からインフラの整備までが復興工期であることの再認識と、より合理的な事業工程の立案に配慮する必要がある。

#### (2) 被災市町村におけるマンパワー不足

被災市町村では、復興への慢性的なマンパワー不足解消のため、任期付職員の採用や全国自治体への職員派遣要請のほか、民間企業や NPO 等による人的支援策も検討している。水道施設整備においても、短期間に膨大な関連業務が発生するため、事業を円滑かつ適正に実施するための支援が求められている。

現在、市町村が行う復興事業への新たな支援として、多くの市町村で、UR 都市機構などと工事発注支援に係る相互協定を結ぶ取り組みが進んでいる。

被災市町村が発注する複数地区の復興工事をひとくくりとし、特に、技術力と中立性を要する工事発注業務(工事費積算、発注関連図書作成、提案審査等)を UR が支援することにより復興のスピードアップを図るものであるが、このような取り組みが円滑に進むような運用や支援策が望まれる。